

運動部活動に係る活動方針

鹿児島工業高等学校

基本方針

- 生徒が自主的、自発的にかつ健全に活動するよう教育的な配慮をし、保護者との連携を密に行うとともに、生徒の健康状態を十分把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。
- 生徒の人権に十分配慮するとともに、勝利至上主義に陥ることなく、運動部活動等の楽しさを味わわせるように心がける。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して担う。
- (4) 管理職は、部活動視察を定期的に実施（月に1回程度）して、各運動部の活動内容の把握に努める。
- (5) 生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施して、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 運動部顧問は、生徒の心身の管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に努める。
- (2) 校長や運動部顧問は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (3) 運動部顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 日々の練習に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い練習を自発的・積極的に行える生徒の育成を図る。
- (5) 心肺蘇生法やAEDの講習を開催し、運動部の全ての生徒に受講を義務づける。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上（平日1日、週休日に1日）の休養日を設ける。
- (2) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

4 参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。